

「タクシー事業における軽自動車の活用について」 の制定等について

1. 背景

タクシー事業における担い手不足やLPGスタンドの減少等を踏まえ、軽自動車を含め地域の輸送資源をフル活用して、交通空白の解消を促進する観点から、「一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の導入について」の制定及び関係通達の一部改正を行う。

2. 概要

(1) 対象地域・車両台数について

対象地域は導入を要望する営業区域単位とし、営業所毎に配置する車両台数は一定割合までとする

(2) 車両の基準について

- ① セーフティ・サポートカーS（サポカーS）ベーシック以上の機能を有した車両
- ② ドライブレコーダー（前方及び車内）を搭載した車両

(3) 車両の整備管理について

12ヶ月毎の年次検査、3ヶ月毎の定期点検を実施

(4) その他の事項について

各導入地域において、利用者への周知や問い合わせ対応に向けた措置を講ずる

(5) その他所要の改正

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付国自旅第100号）の別表に軽自動車を追加

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年6月上旬

施行：令和8年6月上旬